

# 水道法施行規則の一部を改正する省令案の概要

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

## 1. 改正の趣旨

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 22 条の 2 第 1 項において、水道事業者は、厚生労働省令で定める基準に従い、水道施設を良好な状態に保つため、維持及び修繕を行なわなければならないこととされており、同条第 2 項において、当該基準には、水道施設の修繕を能率的に行うための点検に関する基準を含むものとされている。

これに基づき、水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）第 17 条の 2 において、水道施設の維持及び修繕の基準（点検に関する基準を含む。）が定められているところ、令和 3 年 10 月 3 日に和歌山市で発生した六十谷水管橋の破損事故の影響によって約 6 万戸の世帯が約 1 週間断水する事態が生じたこと等を踏まえ、同条の規定について所要の改正を行うもの。

## 2. 主な改正の内容

- (1) 新たな技術を活用して、水道施設の確認に係る水道事業者の負担を軽減する観点から、目視による点検だけではなく、目視と同等以上の方法による点検が可能であることを明確化する。（第 17 条の 2 第 1 項第 2 号の改正）
  - (2) 道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等（※）（異常が生じたときに水の供給等に大きな支障を及ぼすおそれがあるものに限る。）の点検等について、以下の内容を定める。
    - ・ 5 年に 1 回以上の適切な頻度で点検を行うものとする。こと。（第 17 条の 2 第 1 項第 3 号の改正）
    - ・ 点検を行ったときは、①点検日、②点検の実施者、③点検の結果を記録し、次の点検までの間、これを保存するものとする。こと。（同条第 2 項の改正）
    - ・ 点検等によって異状があることを把握し、修繕を行ったときは、その内容を記録し、当該道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等を利用している間、これを保存するものとする。こと。（同条第 3 項の改正）
- ※ 水管橋、橋梁添架管及び水路橋を指す。

## 3. 根拠条文

水道法第 22 条の 2 第 1 項

## 4. 施行期日等

公 布 日：令和 5 年 3 月下旬（予定）

施行期日：令和 6 年 4 月 1 日